平成２８年（フ）第６４９号
名古屋市南区本地通４丁目１番地　なごやの家笠寺323号
破産者　桐井　満基
1　決定年月日　平成29年３月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１８１２号
堺市美原区今井404番地７
破産者　浦野　文明
1　決定年月日　平成29年３月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３３６６号
大阪府八尾市志紀町２－186　ティグリス枝川202号、開始決定時大阪府八尾市志紀町西４丁目16番地の３
破産者　今井　正行
1　決定年月日　平成29年３月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１４３号
大阪府箕面市如意谷４丁目６番５－105号、開始決定時の住所大阪府箕面市箕面３丁目６番25号
破産者　高垣　浩明
1　決定年月日　平成29年３月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２８年（フ）第１１号
熊本県阿蘇郡高森町大字高森1924－１　須坂Ｂ団地２号、開始決定時の住所熊本県阿蘇郡高森町大字高森1966番地５
破産者　中村　直也
1　決定年月日　平成29年３月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所阿蘇支部破産係

平成２７年（フ）第８２号
宮城県栗原市一迫北沢西沢田43番地10
破産者　松田　孝二
1　決定年月日　平成29年３月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２８年（フ）第６４号
静岡県富士市江尾198番地の４　レオパレスプロスペリティ佐野103号、開始決定時の住所静岡県沼津市鳥谷282番地の５
破産者　伏見　宏之
1　決定年月日　平成29年３月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２８年（フ）第４１１号
兵庫県尼崎市杭瀬北新町３丁目４番10号
破産者　木本　貞夫
1　決定年月日　平成29年３月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第４３１号
兵庫県尼崎市武庫之荘５丁目６番１号　第２カシノハイツ302
破産者　小角伊都子
1　決定年月日　平成29年３月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第４８３号
兵庫県尼崎市稲葉荘１丁目６－13、住民票上の住所兵庫県尼崎市武庫川町２丁目57番地ワコーレ武庫川803号
破産者　町田　昭二
1　決定年月日　平成29年３月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第１５号
島根県松江市黒田町370－13グリーンヒルズ206号室、住民票上の住所愛媛県八幡浜市江戸岡２丁目５番21号
破産者　伊藤　庫造
1　決定年月日　平成29年３月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所大洲支部

平成２８年（フ）第１６号
愛媛県八幡浜市保内町川之石１番耕地236番地７
破産者　伊藤千代子
1　決定年月日　平成29年３月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所大洲支部

平成２８年（フ）第２２０号
北九州市門司区大里桃山町１番25－306号（サンモリッツ大里）
破産者　藏地　正崇
1　決定年月日　平成29年３月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第６１号
長崎県西彼杵郡長与町高田郷1188番地１　フラワーマンション302号
破産者　湯谷　泰博
1　決定年月日　平成29年３月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第４５５号
大分市大字奥田734番地の２（南大分ハイツ307）
破産者　森永　哲也
1　決定年月日　平成29年３月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第１０号
鹿児島県志布志市志布志町安楽6172番地８
破産者　横山　欣成
1　決定年月日　平成29年３月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２８年（フ）第１６号
鹿児島県志布志市志布志町安楽6172番地８
破産者　横山　欣正
1　決定年月日　平成29年３月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係